

保険料の支払いに困ったら

(保険料免除・学生納付特例・若年者納付猶予)

大神令子社会保険労務士事務所
社会保険労務士 大神 令子

2009.09.19

年金の保険料は支払っていますか？

どこかへお勤めをされていらっしゃるのであれば、保険料はお給料から天引きされますので、支払っていないということはありません。昨今の不況で、もし万一会社が社会保険事務所へ支払っていないということがあったとしても、厚生年金（共済組合）に加入しているのであれば、その権利は守られます。

また、お勤めをされている方の配偶者（多くは奥様）は、第3号被保険者として保険料を支払っている扱いになっています。この場合も手続きさえできていれば、保険料が未納になることはありません。

しかし、自営業の方、学生の方、厚生年金に加入できない形でお勤めされている方（フリーターの方など）は、そのような措置はありません。ご自身で保険料を納めなければ「未納」という扱いになり、将来の年金額が少なくなるばかりではなく、納付月数が25年に満たなければ年金を受け取ることができなくなりますし、万一のことがあって障害を受けられることがあっても障害年金を受け取れない、などという大きなデメリットが生じてしまいます。

失礼ながら自営業の方は常に収入が安定しているというわけではなく、また学生やフリーターの方々は収入の額も限られているという実態の中で、どうしても保険料を支払い続けるということが難しくなってしまう時期というのは存在してしまいます。そういう時に保険料を支払わないままほったらかしにしてしまうと、「未納」となりデメリットが生じてしまいますが、手間ではありますが、手続きをしておけば、「未納」としてのデメリットを回避することができます。

保険料を支払わない方法には3つあります。

- (1) 保険料免除制度
- (2) 学生納付特例
- (3) 若年者納付猶予制度

制度によって対処方法が違いますので、間違いのないようご注意ください。

どの制度も全てに共通することですが、必ず**事前の手続きが必要**です。後になって「あの時は収入がなかったので、免除扱いにしてください」ということはできません。免除手続きをした後で保険料を納めることは問題ありませんので、収入が減りそうな時や失業した時等は、とりあえず免除手続きをしておかれるのが良いでしょう。

(1) 基本的な保険料の支払いを回避する方法～保険料免除制度～

<対象となる方>

国民年金の保険料を支払う義務がある方のうち、所得が一定額になられない方です。この所得は世帯全体としての所得です。ご本人様だけの所得ではありませんので御注意下さい。尚、失業された場合は特例として全額免除となります。免除には「全額免除（全免）」「1/4 納付（3/4 免除）」「1/2 納付（半免）」「3/4 納付（1/4 免除）」があります。

所得基準の目安

世帯構成	全額免除	一部納付（免除）		
		1/4 納付	1/2 納付	3/4 納付
4人世帯	162万円	230万円	282万円	335万円
2人世帯	92万円	142万円	195万円	247万円
単身世帯	57万円	93万円	141万円	189万円

<保険料免除制度による効果>

全額免除が認められた場合と、一部免除が認められた場合では、扱いに大きく違いがありますのでご注意ください！

1. 障害年金・遺族年金について

保険料の全額免除が認められれば、保険料を支払っていなくても万一の場合には年金が支給されます。

ただし、あくまでも国民年金ですので、障害基礎年金のみの支給となります。遺族年金につきましては、遺族厚生年金が受給できる方でない場合は、遺族基礎年金のみの支給となります。

もし認められたのが一部免除（1/4, 1/2, 3/4）である場合は、支払わなければならない部分の保険料を支払っていなければ、未納と同じ扱いになります。減額された保険料を支払っていなければ、万一の場合にも年金が受給できません。結果的にせっかく認められた免除が無効となりますので、御注意下さい。

2. 老齢年金について

老齢年金を受給するには、25年以上年金制度に加入し保険料を支払っていただければなりませんが、保険料の全額免除が認められれば、その期間は25年の中にカウントされます。

但し、実際に年金を受け取る時には、免除を受けた期間の年金額は少なくなります。

全額免除の場合は国庫負担部分のみの支給となり、保険料を全額納付した場合の1/3の年金額が受給できます。2009年4月以降に保険料免除が認められたものについては全額納付の場合の1/2の年金額が受給できます。

1/4納付(3/4免除)の場合は、全額納付の場合の1/2の年金額が受給できます。

2009年4月以降分は全額納付の場合の5/8の年金額が受給できます。

1/2納付(1/2免除)の場合は、全額納付の場合の2/3の年金額が受給できます。

2009年4月以降分は全額納付の場合の6/8の年金額が受給できます。

3/4納付(1/4免除)の場合は、全額納付の場合の5/6の年金額が受給できます。

2009年4月以降分は全額納付の場合の7/8の年金額が受給できます。

免除が認められた場合でも、満額の老齢基礎年金を受け取りたい場合は保険料を全額支払わなければなりません。保険料を支払う時期は免除を受けた年度から10年以内となっています。尚、3年度以上経過すると利子がつきますので、早い目に納付された方がお得です。

一部納付(免除)の場合は、必ず支払うべき保険料は支払って下さい。これを支払わなかった場合は未納の扱いとなり、せっかく受けた免除の認定が無効となってしまいます。御注意下さい！

<手続き方法>

申請用紙は社会保険事務所から取り寄せることができますが、社会保険庁のWebサイトからダウンロードすることも可能です(<http://www.sia.go.jp/top/gozonji/menjoyuyo/shinsei.pdf>)。この用紙のうち、提出するのは1枚目のみです。あとはお控えと説明です。

提出先はお住まいの市役所(区役所)・役場の国民年金の窓口です。直接持参される以外に、郵送されるのでも手続可能です。

[書き方の注意点]

1. 一番上の部分の免除・猶予を選ぶ部分は若年者猶予以外のすべてに○をつけておいて下さい。
2. 一番下の欄の「はい」に○をつけておいて下さい。

[必要書類]

*必ず必要なもの

・年金手帳

*場合によって必要なもの

・前年度の所得証明

・雇用保険受給資格者証 又は 雇用保険被保険者離職票

（２）学生ならできる保険料の支払いを回避する方法～学生納付特例～

一般の保険料免除の場合は家族全員の所得が対象となるため、御両親と同居等されている場合は保険料を支払わなければならなくなる場合が多くあります。結果的に御本人ではなく御両親が保険料をお支払いされるという不合理な事態が生じていましたので、学生の間は御両親の所得に関わりなく御本人の収入が少なければ保険料の納付を待つ（後で支払うことが前提）という制度が作られました。

<対象となる方>

ご本人様の収入が一定額未満（*1）であること（御家族の方の収入は問いません）と、学生であること（*2）が条件です。

*1：平成21年度の所得基準（申請者本人のみ）

118万円＋扶養親族等の数×38万円＋社会保険料控除等

*2：大学（大学院）、短期大学、高等学校、高等専門学校、専修学校及び各種学校、一部の海外大学の日本分校に在学する方。夜間・定時制課程や通信課程の方も含まれますので、ほとんどの学生の方が対象となります。

<学生納付特例による効果>

1. 障害年金・遺族年金について

学生納付特例の手続きをしていれば、保険料を支払っていなくても万一の場合には年金が支給されます。ただし、あくまでも国民年金の制度ですので、障害基礎年金・遺族基礎年金のみの支給となります。

2. 老齢年金について

老齢年金を受給するには、25年以上年金制度に加入し保険料を支払っていただければなりませんが、学生納付特例の手続きをしていれば、その認められた期間は25年の中にカウントされます。

ただし、**年金額には反映しません**ので、満額の老齢基礎年金を受け取りたい場合は保険料を支払わなければなりません。保険料を支払う時期は10年以内となっています。学校卒業後、就職する等して収入ができれば、できるだけ保険料を支払うようにお考え下さい。尚、3年度以上経過すると利子がついて本来の保険料額より高くなりますので、早い目に納付された方がお得です。

<手続き方法>

申請用紙は社会保険事務所から取り寄せることができますが、社会保険庁の

Web サイトからダウンロードすることも可能です (http://www.sia.go.jp/top/gozonji/gakutoku_shinsei.pdf)。この用紙のうち、提出するのは1枚目のみです。あとはお控えと説明です。

提出先はお住まいの市役所（区役所）・役場です。郵送されるのでも手続可能です。また大学によっては受付けをしてくれますので、お問い合わせをなさってみてください。

[必要書類]

*必ず必要なもの

- ・年金手帳
- ・学生証（有効期限のあるもの） 又は 在学証明書

*場合によって必要なもの

- ・前年度の所得証明
- ・雇用保険受給資格者証 又は 雇用保険被保険者離職票



（3）フリーターの方の保険料の支払いを回避する方法～若年者納付猶予制度～

昨今の社会の経済的状況から、学校を卒業されてもいわゆる正社員としてお勤めされることが難しい方が増えられ、保険料を納付されることが難しいにもかかわらず、御家族と同居されているために本来の保険料免除も受けられず、やむなく未納となられる方が増加してしまったために、学生納付特例に準じた制度が作られました。

尚、本来の保険料免除が認められる場合はそちらを優先させることが可能です。

<対象となる方>

30歳未満の方で前年度の年収が一定額未満（*1）の学生ではない方です。学生の方は学生納付特例をご利用下さい。

*1：平成21年度の所得基準（ご本人様と配偶者様の収入を合算）

（扶養親族等の数+1）×35万円+22万円

（ex. 独身の方の場合、年収が57万円未満）

<若年者納付猶予制度による効果>

1. 障害年金・遺族年金について

若年者納付猶予が認められれば、保険料を支払っていなくても万一の場合には年金が支給されます。ただし、あくまでも国民年金ですので、障害基礎年金・遺族基礎年金のみの支給となります。

2. 老齢年金について

老齢年金を受給するには、25年以上年金制度に加入し保険料を支払っていただければなりませんが、若年者納付猶予が認められれば、その期間は25年の中にカウントされます。

ただし、**年金額には反映しません**ので、満額の老齢基礎年金を受け取りたい場合は保険料を支払わなければなりません。保険料を支払う時期は10年以内となっています。就職する等して収入ができれば、できるだけ保険料を支払うようお考え下さい。尚、3年度以上経過すると利子がつきますので、早い目に納付された方がお得です。

<手続き方法>

申請用紙は社会保険事務所から取り寄せることができますが、社会保険庁のWebサイトからダウンロードすることも可能です（<http://www.sia.go.jp/top/gozonji/menjoyuyo/shinsei.pdf>）。この用紙のうち、提出するのは1枚目のみ

です。あとはお控えと説明です。

提出先はお住まいの市役所（区役所）・役場の国民年金の窓口です。直接持参される以外に、郵送されるのでも手続可能です。

[書き方の注意点]

1. 一番上の部分の免除・猶予を選ぶ部分はすべてに○をつけておいて下さい。
2. 一番下の欄の「はい」に○をつけておいて下さい。

[必要書類]

* 必ず必要なもの

・年金手帳

* 場合によって必要なもの

・前年度の所得証明

・雇用保険受給資格者証 又は 雇用保険被保険者離職票

